

改 正 案	現 行
<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）            第四百十条の四十 介護サービス事業者（法第一百五十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（法第一百五十五条の三十四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）            第四百十条の四十二 介護サービス事業者が法第一百五十五条の三十四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を、厚生労働大臣又は法第一百五十五条の三十二第二項第二号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を行った都道府県知事又は指定を行った市町村長に、同項第一号に定める都道府県知事は当該介護サービス事業者の指定を行った市町村長に通知しなければならない。</p>	<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）            第四百十条の四十 介護サービス事業者（法第一百五十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（法第一百五十五条の三十四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）            第四百十条の四十二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が法第一百五十五条の三十四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を行った都道府県知事又は指定を行った市町村長に通知しなければならない。</p>

第百六十五条の三 削除

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 法第百九十七条第五項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第七号

七 (略)

(権限の委任)

第百六十五条の三 法第二百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第二百二条第二項、第四百条第三項、第一百五十五条の三十三第一項及び第四項、第一百五十五条の三十四、第九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 法第百九十七条第四項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第七号

七 (略)